

学科試験問題管理システム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十七年八月十四日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置及び保守等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

学科試験問題管理システム 一式

二 契約期間

平成二十七年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、OA機器及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてA又はBの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継

続している者でないこと。

五 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二一一

2 入札書の提出期限

平成二十七年八月二十六日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 第二会議室

平成二十七年八月二十六日 午前十一時十五分

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約金額

落札価格をもって平成二十七年度の契約金額とする。ただし、平成二十八年度から平成三十一年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、平成三十二年の契約金額は、落札価格に七を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。